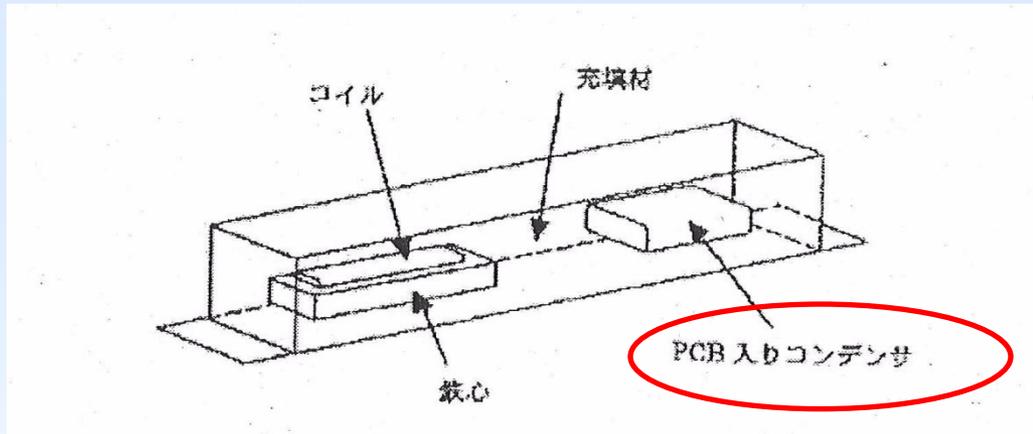


安定器



蛍光灯、水銀灯の安定器内の力率改善用コンデンサの中に絶縁油としてPCBが使用されていた。
(住宅用では使われていない)



◆ 条約対象物質

当初12物質（PCB、ダイオキシン、DDT等）

※平成21年の第4回締約国会議で9物質群の追加に合意

◆ 各国が講ずべき対策

- 対象物質の製造、使用等の原則禁止 等
- POPsを含む在庫・廃棄物の適正管理及び処理
- POPsに関する調査研究、モニタリング、情報提供、教育等
- 途上国に対する技術・資金援助の実施

◆ 条約の発効

- 平成16年5月17日発効（日本は平成14年8月30日に締結）。
- 平成23年4月現在172ヶ国＋EUが締結。

◆ PCBについては、附属書A（廃絶）の対象物質

◆ 2025年（平成37年）までの使用の廃絶、2028年（平成40年）までの廃棄物処理が求められている。

PCB廃棄物特別措置法（主な内容）

- ◆ 期間内の処分（第10条）
 - 施行令において、「施行後15年」（平成28年7月）までの処分を規定
- ◆ 保管の届出（第8条）
 - 保管事業者は、毎年、都道府県・政令市に保管・処分の状況を届出
- ◆ 譲り渡し・譲り受けの制限（第11条）
 - PCB廃棄物は、原則、譲り渡し、譲り受けてはならない

国の責務・役割

- 情報収集等、技術開発、処理体制の整備（5条）
- 処理基本計画の策定（6条）
- 処理施設の整備を推進（21条）

事業者の責務・役割

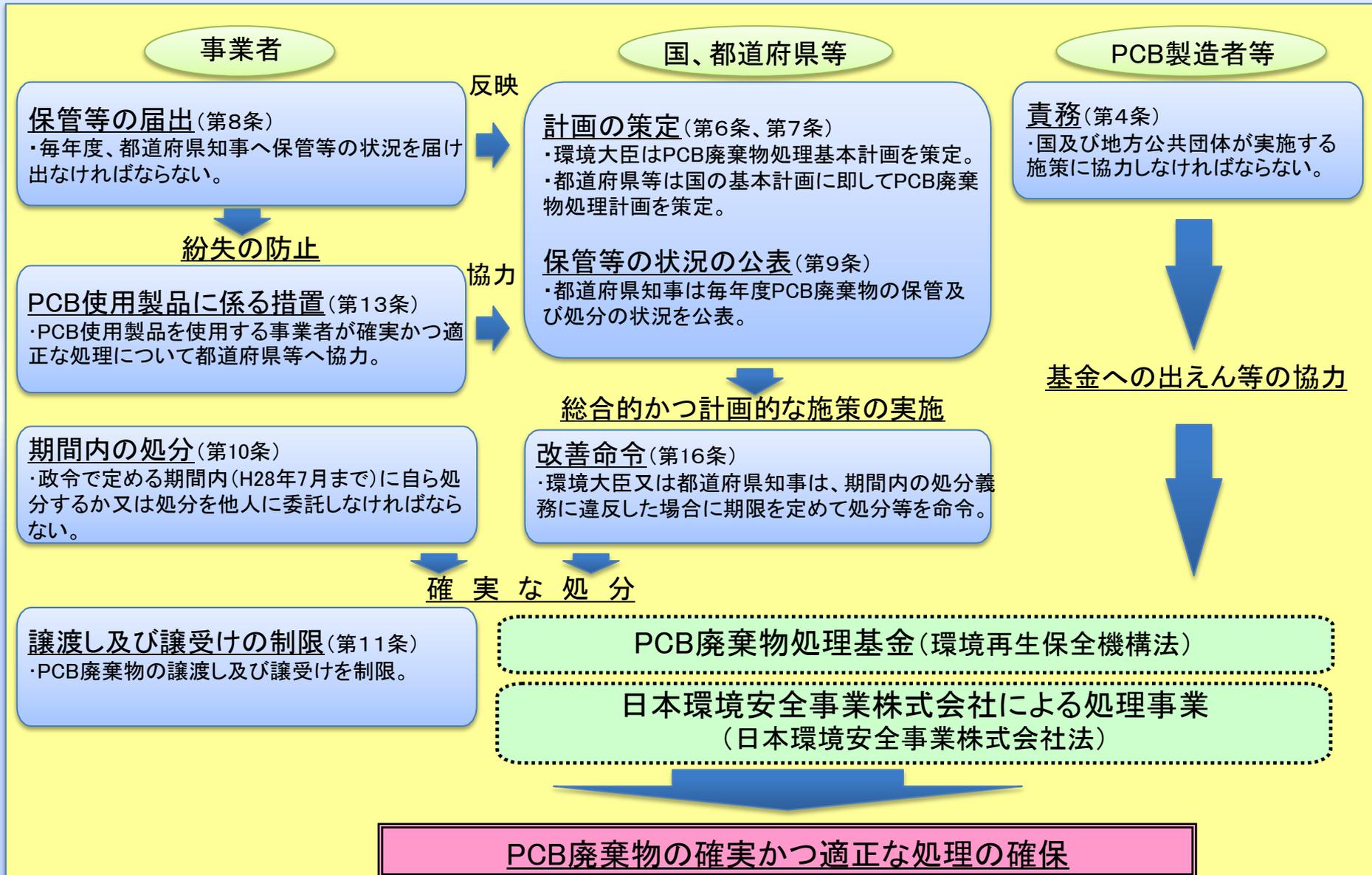
- 自らの責任による処理（3条）
- 保管・処分状況の届出（8条）
- 期間内の処分（10条）
- 承継（12条）

都道府県・政令市の責務・役割

- PCB廃棄物の状況把握（5条）
- 処理計画の策定（7条）
- 保管・処分状況の公表（9条）
- 保管事業者への指導・助言（14条）

PCB廃棄物特別措置法

PCB 特別措置法の体系図



◆ 目的(第1条)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業(中略)並びにこれらに附帯する事業を経営することを目的とする株式会社とする。

◆ 政府が株式の過半数を保有(第4条)

◆ 環境大臣の認可

- 長期借入(第5条)
- 代表取締役、代表執行役、監査役等の選定・解職等(第6条)
- 事業基本計画(第7条)
- 毎年度の事業計画(第8条)

◆ 会社は、環境大臣がこの法律の定めるところに従い監督する(第13条)

◆ 環境大臣は、上記等の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。(第15条)

PCB廃棄物処理基本計画

PCB特別措置法第6条に基づき環境大臣が策定(平成15年4月 策定、平成18年3月、19年10月、21年11月改定)

第1章 発生量、処分量、保管量の見込み

・高圧トランス・コンデンサ等、廃PCB、柱上トランスについて発生量、処分量、保管量の見込み

第2章 処理施設の整備

第1節 保管事業者、製造者等、国及び地方公共団体の役割

保管事業者

適正保管、期限内の処分

製造者等

情報提供、基金への出えん等

国

広域処理施設の整備、基金造成、計画的な処理のための調整等

地方公共団体

保管状況の把握、届出の徹底、計画的な処分のための指導、基金造成、等

第2節 処理施設の整備に関する方針

- ◆ 国が、日本環境安全事業株式会社(JESCO)を活用して、拠点的広域処理施設の整備を図る。
- ◆ 高圧トランス・コンデンサ等、及び、安定器等・汚染物を処理の対象物の中心として整備を進める。

第3節 JESCOを活用した拠点的広域処理施設による処理体制の整備の方向

- ◆ 国、都道府県市、JESCOは密接に連携。保管事業者は、計画的な搬入に努める。

第5節 PCB廃棄物の収集運搬の体制

- ◆ ガイドラインの策定、計画的な収集運搬の確保

第4節 微量PCB汚染廃電気機器等の処理の推進

- ◆ 都道府県知事許可施設に加え、環境大臣が無害化処理施設を認定し、処理体制の整備を図る。簡易分析の確立。

第6節 PCB廃棄物処理基金による円滑な処理の推進

- ◆ 中小企業者の負担軽減措置、PCB製造者等の協力

第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

- ◆ 情報収の収集・整理・公開、調査研究・技術開発の推進、家電製品の処理、優良民間処理施設への支援

PCB廃棄物の処理体制、進捗率

① 高圧トランス・コンデンサ等



高圧トランス



高圧コンデンサ

約34万台

② 安定器等・汚染物



安定器



汚泥

安定器

約600万個

汚染物

感圧複写紙: 約700トン
ウエス : 約200トン
汚泥 : 約2万トン

③ 微量PCB汚染廃電気機器等



トランス・コンデンサ等

約160万台

OFケーブル

1,400km



再生油柱上トランス

約382万台

JESCOが処理

- ・全国5カ所の事業所
- ・化学処理

・おおむね3割程度の処理が完了(JESCO登録ベース)

JESCOが処理

- ・北九州事業所のみ稼働(H21~)。北海道事業所で整備に着手。
- ・プラズマ溶融処理

・北九州事業所エリアのみ処理が開始

無害化処理認定施設

- ・大臣認定処理施設での処理
- ・現在認定が4件

・処理に着手(H22年6月に認定第1号。)

電力会社

- ・自社処理

絶縁油6割、容器4割程度が処理完了

※過去に、事業者が自社保有PCB廃棄物を自ら処分した例がある。

高圧トランス・コンデンサ等の処理体制

JESCOによる高圧トランス・コンデンサの処理

平成23年3月時点での処理進捗

トランス類 6,215台

(処理進捗率 36.1%)

コンデンサ類 82,550台

(処理進捗率 29.3%)

北海道事業

平成20年5月操業開始

北九州事業

平成16年12月操業開始

東京事業

平成17年11月処理開始

大阪事業

平成18年10月操業開始

豊田事業

平成17年9月操業開始

